

## ひかくほう

News  
Letter

第65号

発行所/日本比較法研究所 〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 中央大学内 ☎03-3817-7892

## 「日本比較法研究所」のこれまで、そしてこれから

日本比較法研究所 所員 猪股孝史



1 2023年4月に日本比較法研究所が後楽園キャンパス3号館11階に移転してから、早くも3か月が過ぎようとしています。都心移転をめぐっては、柳川重規所長が「ひかくほう News Letter 第64号(令和4年12月15日)」で「日本比較法研究所の都心移転」と題して全体を俯瞰するご紹介をされていますので、さらに重ねて加えるべきものはないのですが、この機会に、日本比較法研究所の来し方、行く末など一極私的なことも含めつつ、思いをめぐらすことで巻頭言の責めを塞ぐことにします。

2 いわゆるコロナ禍を経験してからのポストコロナ・ウイズコロナへの移行で、およそ3年ぶり、この5月、コロナ禍にあって来日を見送っていたドイツ・ミュンスター大学から、ベッティナ・ハイダーホフ教授を客員教授として迎え入れました。公開講座、講演会、セミナーなどは、すべて対面方式で開催され、宿舎は多摩キャンパスのグローバル館に、研究室は多摩キャンパス2号館と後楽園キャンパスに用意されました。

外国人研究者の招聘などの交流はコロナ禍のゆえに中断していたところ、それも2022年度後期から徐々に復活しました。コロナ禍にあっては、オンライン方式で学会大会や研究会が開催され、その後、ハイブリッド方式(ハイフレックス方式)でも開催されるようになりましたので、研究活動が完全に停止したわけではないのですが、これからは、対面方式とオンライン方式(ハイブリッド方式)と、それぞれの特性に応じて、適切な開催方式を探っていくことになるのだらうと思います。

3 ところで、外国人研究者の招聘で思い出すのは、大学院の学生だった頃のことです。多摩キャンパス2号館4階にあった日本比較法研究所事務室に、6階の学生研究室から足繁く通うようになったのは、当時、指導教授が日本比較法研究所の所長を務めていたこともあり、大学院博士後期課程に進学してからです。結果、さまざまな機会を通じて自ずと事務室職員の方がたとも親しくお話をさせていただくようになり、あれこれの作法を学ばせていただきました。ありがたいかぎりです。

その一環で、外国人研究者の日本招聘に際し、指導教授からアテンドを任されることが何度かありました。30年以上も前のことで、成田空港まで出迎えに行き、あるいは、新宿のホテルまでリムジンバスで来ていただいたところで合流し、そこからタクシーで当時の永山にあったゲストハウスまでご案内し、ついで永山から多摩キャンパスまでの交通手段を覚えてもらうべく同道し、時たまの休日には、ともに来日されたパートナーの方と一緒に東京近郊—たとえば鎌倉—の観光案内をしたり、歌舞伎観劇に出かけたり、といったこともありました。当時、大学院の学生になかなか大胆なことをさせるものだと思っていたのですが、いま振り返ってみると一常のことではありますけれども、先輩たちや同期の友人たちも同じく経験していたことであり、教育的意味があつてのことだと理解することができます。

いまも鮮やかな記憶として残っているのは、かつての駿河台記念館で外国人研究者を招聘しての研究会で、事務局を務めていただけた大学院の学生に、著名な先生がわざわざ丁寧に名刺を差し出しつつ—当然のことながら、こちらは名刺など持ち合わせているはずもなく—ご挨拶くださったことです。そうであるのに、我

が身を顧みるに、これまでまったく貢献できておらず、いまさらながら忸怩たる思いでいます。

これからは、日本比較法研究所は都心を本拠地とすることになりますから一宿舎は相変わらず多摩キャンパスなのでしょうが、おそらくは羽田空港で出迎え、公開講演会や研究会などの開催も、他大学との交流も、都心で完結することになるとすると、実際上の便宜は相当に向上して、一段と研究活動の活性化が図られるものと期待できます。

4 改めて申しあげるまでもなく、1948年12月、日本比較法研究所は、比較法学の泰斗、杉山直治郎博士を初代所長として発足しました。設立当初の研究所規則は、その前文で、「日本比較法研究所は、その名の如く、一大学の独占的施設ではない。日本の、東洋の、ひいては世界の、志を同うする研究及び実践に協力し、比較法学の進歩に寄与することを切念するものである」と謳っていたそうです。

その後、10年ごとに記念論文集が刊行され、節目となる創設50周年を迎えた1998年、日本比較法研究所は、3つの記念事業を行いました。第一は、50周年記念論文集“Toward Comparative Law in the 21st Century”の刊行、第二は、『日本比較法研究所50年史』の編纂・刊行、そして第三は、スタンフォード大学フリードマン教授、ミュンスター大学グロスフェルト教授、および、最高裁判所園部判事を講師に迎えての記念講演会と記念式典の挙行です。第一のものは約1,600頁の大部であり、第二のものとともに、個人研究室の書架の一角を占めています。

2018年には、創設70周年を記念して、シンポジウム「グローバリゼーションを超えてーアジア・太平洋地域における比較法研究の将来」が開催され、「アジア法」に焦点を当て、アジアの研究者の基調報告に対して、それぞれ大陸法・英米法・日本法の視点から議論がされました。

5 そして2028年、日本比較法研究所は創設80周年を迎えます。その機会を捉えて何かしらの記念事業を行うかどうかはともかく、いずれにせよ、これからも、比較法研究の成果を広く社会に還元し、もって世界平和に貢献するという使命に邁進していくのでなければなりません。

この間、中央大学のキャンパス構想が進展をみせ、取り巻く環境は大いに変容しました。これまでは、多摩キャンパスに法学部と大学院法学研究科、そして日本比較法研究所、市ヶ谷キャンパスには法科大学院と、所在が分かっていたことから、それがさまざまな支障をきたす要因の1つになっていて、共同研究グループとして研究会を開催したり、所員会などの会議を開催したりするにしても、地理的な懸隔が時間的な障害になりかねませんでした。

もっとも、いわゆるコロナ禍がもたらした功罪のうちの功だといえはいるのでしようけれども、オンライン方式での開催が恒常化するようになって一もちろん当初はほかに選択の余地がなかったとしても一、そうした困難は相当程度まで緩和されたようにみえます。他方で、コロナ禍がもたらした功罪のうちの罪としていえば、オンライン方式では足りないものがあることも明らかになりました。こうしたことを思うと、今般、法学部と大学院法学研究科が茗荷谷キャンパスに、法科大学院が駿河台キャンパスに、そしてその中間地点にある後楽園キャンパスに日本比較法研究所が、それぞれ同時に移転したことは、研究環境の改善に大いに資するものになるはずだといつてよいでしょう。

しかのみならず、日本比較法研究所が後楽園キャンパス3号館に移転したことの意味は、象徴的には、そこに理工学研究所、研究開発機構、AI・データサイエンスセンターやELSIセンターなどが所在するほか、社会共創フロアが形成されていることもあり、文理横断型の研究・教育のさらなる発展が期待されることにあります。社会に生起するさまざまな事象は一程度の差はともかく一法的規律と無縁ではいられないのでしようから、これだけ科学技術の進展・変化の著しい時代にあつては、その本質を見据えつつも、その実相に相応した法的対応のあり方を探求していく必要があることはいふまでもありません。

加えて、社会に生起する事象に日々近く接し、その法的解決を迫られているのは法律実務家であろうとすると、そこからのシグナルをアカデミックなそれに変換して、法律実務家との共同研究を展開していくことも必要なこととでしょう。都心移転を契機として、法学部や法科大学院は、法曹会との一層の積極的連携の方向を模索する検討を始めており、すでに近く予定している計画もあります。日本比較法研究所も含めた展開として、たとえば法曹会を巻き込んだ共同研究グループの立ち上げなども期待されるところです。

6 ともあれ、いわゆるコロナ禍にあつて、総体として研究の展開が停滞していた憾みがないではないところ、今般の都心移転によって研究・教育環境が大きく変容したことも併せ考えると、後楽園キャンパスをハブとして、日本比較法研究所を移転させた趣旨にそつて、3号館上層階の施設を有効に利活用しつつ、ウイングを広げながら、さらなる比較法研究が進展していくことが期待できますし、また、そうあるべきものでしょう。まったくの微力しかもち合わせていないことを自認しつつ、これからはいくばくかでも日本比較法研究所の発展に寄与できるよう努めていきたいと思っています。

(いのまた たかし)

## 中大法曹会執行部の2年間

中央大学法曹会 平 賀 修

今年5月23日、中大法曹会の令和5年度総会が執り行われ、我々執行部の2年間の活動が終了しました。

思い返せば、我々（令和3・4年度執行部）は、令和3年6月、コロナ禍の真ただ中で、前執行部からバトンを受けました。

しかし、前執行部の皆様もまた、初めて体験するコロナ禍によって、大幅に活動を縮小せざるを得ない状況に置かれていました。そのため、従前とはまったく異なる形（例えばWEB会議）や内容（例えば会議のみで懇親会なし）での会運営を強いられていました。

我々の1年目も、まさに前執行部と同じで、各種行事はコロナ禍の影響を受けた独特の縮小開催が続きましたが、2年目は、徐々に日常生活の制約も緩和され、ダイナミックな本来の活動に戻っていきましました。

特に記憶に残るのは、多くの各支部会との交流会を実施したことです。コロナ禍の中でも、他会との一層密接な関係性を作り出すことが、当会の今後の発展に不可欠であるとの考えのもと、行政書士白門会、不動産建設白門会、公認会計士白門会、社労士白門会との勉強会などを実現させました。

そしてさらに、今後ですが、司法書士白門会、中小企業診断士白門会、南甲倶楽部との交流会も検討中という状況にあります。次期執行部の皆様にも、この活発な動きを是非承継していただければと思います。

他の支部会との交流に加えて、我々が種を撒くことができた成果の1つが、大学や付属高校との提携活動です。学部や付属高校に当会の人材を派遣して、講義などを通じて、将来法曹を目指す優秀な人材育成に関わるという活動です。今後、具体的に決定される予定ですが、高校生や学部生という若い有望な皆様（後輩法曹）の夢の実現に関わることができるのは、今後の当会として有意義かつ重要な活動にな

るものと自負しています。

また、従前にはなされなかった活動に、まったく新たに挑戦したこともありました。

一番大きかったことは、募金活動です。茗荷谷キャンパスと駿河台



キャンパスの新設に伴って、当会は学研連支部とも連携して、募金活動を展開しました。現在まだ進行中ですが、大きな成果に結びつくよう、会員各位のさらなるご協力をお願いする次第です。

また、当会のホームページを大幅にリニューアルしたこともあげられます。今までに発刊されてきた冊子「中大法曹」を、創刊号からすべてアップし、1971年（昭和46年）からの、50年に及ぶ当会の歩みがすべてホームページで確認できることになりました。若い当会会員には、是非、大先輩の歩みなどを知っていただき、今後の弁護士生活の一指針にしていいただければと思います。

勿論、このような良い成果以上に、至らない点や失敗の方が多かった気もしています。私は、2年間のうち、ほとんど右往左往して迷っていた記憶があるからです。しかしながら、一定の成果に加え、今後の発展への「礎」を設けることができたという点では、然るべき執行部活動ができたのではないかと思います。

皆様のおかげでこの2年間の大役を無事務めることができましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。今後とも中大法曹会をよろしくお願い致します。

（ひらが おさむ）

## 追悼 外間寛先生を偲ぶ

日本比較法研究所 所員 牛嶋 仁

外間寛先生は、本学ご退職後も私たち卒業生と定期的に懇談いただき、その気品のあるご様子は、お変わりないように思っておりました。しかし、まだCOVID-19による厳しい規制が残っていた2022年4月29日、先生は、逝去されました。

先生が逝去されてから1年を経ました。いまだに驚きと悲しみが消えませんが、ここに、本研究所名誉所員・本学名誉教授外間寛先生の研究業績及び社会への貢献などを偲び、先生への感謝のことばしたいと思います。

外間先生は、当時アメリカ占領下にあった沖縄からの選抜留学生として本学法学部に入学・卒業、東京大学大学院、アメリカ・イェール大学ロースクールにて学ばれた後、東京大学助手を経て、1961年、中央大学法学部に着任されました。そして、2003年の定年ご退職まで40有余年にわたり本学法学部・大学院での研究教育に多大な貢献をされました。さらに、本学では、本研究所所長、法学部長、学長、学校法人中央大学理事、本学総長をお務めになり、全学および学校法人の管理運営にも尽力されました。

外間先生の研究業績は、大要、行政手続・行政訴訟、規制行政、環境法に分けることができます。そのうち、特筆すべきは、行政手続・行政訴訟に関するご業績です。『準司法機関の研究』(有斐閣、1975年)、『オンブスマン制度の比較研究』(本研究所、1979年)、『行政手続の比較研究』(第一法規、1981年)、『行政不服審査法』(三省堂、1982年)、『アメリカの大司法システム(上)』(本研究所、1992年)いずれも共著。論文「アメリカ行政法における公正な手続」公法研究23号(1961年)、「行政のデュ・プロセス(1)」法学新報79巻9号(1972年)、「アメリカにおける行政立法論の新展開」公法研究38号(1976年)、「『統治行為』について」公法研究41号(1979年)、「行政国家における司法」『ヨーロッパ裁判制度の源流』所収(本研究所、1993年)など。外間先生は、シカゴ大学においても在外研究に従事され(1970年-1971年)、アメリカ行政法に関する豊かな知見を通して、学界や行政実務(後述)に大きく寄与されました。

外間先生の学外でのご活動(社会貢献)については、日本学術会議会員、財団法人大学基準協会理事、法務省・文部省(現・文部科学省)・防衛庁(現・防衛省)の各審議会等委員など枚挙に暇がありませんが、特筆すべきは、臨時行政調査会調査員として、故橋本公巨本学名誉教授(同専門委員)の下で、第3専門部会第2分科会「行政手続に関する報告」

(1964年)の作成に関与されたことです。この報告には、行政手続法草案、いわゆる「橋本草案」が含まれ、日本社会の成熟が橋本・外間両先生の構想に約30年を経て追いつき、行政手続法制定(1993年)の際には、重要な資料として大いに参照されました。

外間先生は、行政手続の要諦が「記録(record)を整える手続」であることを説いておられました。司法審査では、その記録を審査しますので、デュ・プロセスの観念は、行政手続・行政訴訟を通じて貫徹し、法の支配と人権保障が実現される一助になります。このようなアメリカ公法の核心は、日米の法制度や法文化の違いがあまりにも大きいため、とすれば理解が容易でないこともありますが、先生のこのような理解や研究業績が、日本の研究・教育・実務の水準を高めたことは、本学及び指導を受けた私たちの誇りとすべきことと思います。

残りの規制行政と環境法については、紙幅の制約から言及できませんが、外間先生のご研究全体をまとめると比較法及び日本法に関する学内外の研究者との共同研究が数多くあり、時代や社会が求める最新の研究に広く関与されていたことを再確認することができます(法学新報第112巻第11=12号839頁以下参照)。

外間先生が国際共同研究や国際交流に貢献されたことも私たちの記憶にとどめておくべきことと考えます。日米法学会の理事をお務めになった他、特に、本研究所所長在任時には、本学とアメリカ・テューレーン大学ロースクールとの国際交流協定締結(1986年)に尽力されるとともに、フランス・エクス・マルセイユ第三大学(統合により、現・エクス・マルセイユ大学)との国際交流にも多大な貢献(先生ご自身も1983年交換教授として滞在)をされ、同大学からは、名誉博士号、フランス政府からは、フランス教育功労賞を授与されています。日本法発信の観点から、近年は、外国語による研究教育も期待されておりますが、それよりはるか前に、英語と仏語を自由に操りながら、国際交流に携わっているお姿は、私たち後進のあこがれであり、目標でした。

私たちにあって、先生との議論は、課題の根幹に関わることが多く、とても高い山を登るようでした。私は、その颯爽としたお姿と犀利な分析を思い出し、先生の指導を受ける機会を得たことを至極光栄に存じております。そして、先生の大局的見地とものごとの本質を追求する姿勢を広く伝えていくことは、私たち後進の務めと考えております。

(うじま ひとし)

## ミュンスター回顧録

日本比較法研究所 所員 古 積 健三郎

2022年4月から2023年の3月まで、ドイツのミュンスター大学で在外研究をしてきました。当初の予定がコロナ禍のために延期となったものの、Ingo Sanger 先生のおはからいにより、何とか計画を実現することができました。ただ、2022年の4月には、なおドイツへの入国に際してワクチン証明が厳格であり、おまけにロシアによる戦争が勃発したため、入国までには少しヒヤヒヤもしました。さらには、入国時に泊まったフランクフルトのホテルでは夜中に小火騒ぎがあつてたたき起こされ、ひどく疲れた状態で翌日ミュンスターに向かう羽目にもなりました。



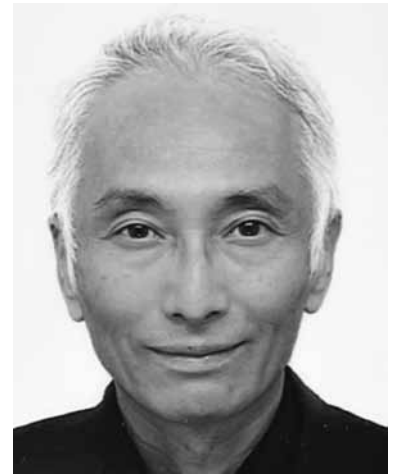
Ingo Sanger 先生 (右) と

しかし、ミュンスター駅で笑みを浮かべた Sanger 先生に久しぶりにお会いして、ほっとした気分になることができました。17年前に大学間の交換協定でミュンスターに1カ月ほど滞在して以来、先生とは様々な交流があつたので、とても楽な気分でお話することができました。しかも、ありがたいことに、

先生の車で予約していたゲストハウスに送っていただいたので、たいへん助かりました。その日は、先生と別れるとぐったりしてしまい、ずいぶんと眠ってしまった記憶があります。

翌日、ミュンスター大学に赴き、Sanger 先生の Mitarbeiter の方に施設を案内してもらい、また、研究場所として先生の研究室の傍らにある部屋を割り当ててもらいました。2週間くらいでだいたい施設の使い方も分かってきたので、いよいよ本格的に研究を開始することになりました。数年来、法人格のない団体の財産帰属形態に関する研究を進めていきましたが、ドイツでは、判例が法人格のない組合に

も権利能力を容認するなどして、最終的には実務の現状に合わせた法改正にまで到達していたため、ミュンスターでは、この問題に関する近時のドイツの議論状況をできるだけ詳しく研究する予定でした。そこ



で、Sanger 先生には現段階で自分が考えていることを伝えて、最近のドイツの状況に関する質問をしたところ、民法上の組合に関しては人的会社法の現代化改正がされているので、とにかくそれに関する資料を見るべきだが、社団法については大きな改正はされていないものの、オスナブリュック大学の Leuschner 教授を代表者とする社団法会議が年に一度のシンポをしており、その内容には注意しておく必要があるだろう、とのことでした。そこで、とにかくまずこの20年間の文献資料を洗いざらい調べて読み解く作業に没頭しよう、と決意しました。

その年の8月くらいまでは、すでに日本でもある程度は読んでいた Habilitation 等を改めて精読し、ドイツ民法典の制定以降の法人格のない社団・組合に関する主要判例の動向を確認したうえで、組合に権利能力を認めた判例の前後の頃からの文献を集めては分析する、という作業を進めていきました。当初はなおマスク義務等が厳格であつたため、若い Mitarbeiter の方々にはあまり気軽に話しかけることができませんでしたが、ある程度慣れてくると話をする機会が増えていき、特に、Matthaei さんとは時々昼食を一緒にして、日本、ドイツの時勢の話などもするようになりました。彼は環境問題に関して勉強しており、もともと理系であつたところ、その後法学の分野に転向することになり、国家試験を受ける予定であつたため、かなり忙しかつたのです

が、それでも私の荷物運びを手伝ってくれるなど、非常に親切にしてくれました。

ドイツでも、かなり温暖化が進んでいるため、気温が高くなり始めた6月半ば以降には、はたしてエアコンなしで耐えられるのか、少なくとも扇風機は買うべきなのか、などと思案するようになりました。案の定、7月半ばにもなるとかなり気温が高くなる日もありましたが、もともと住宅の断熱がしっかりしているため、部屋の中は思ったほどは暑くならず、2、3日くらいで暑さがいったん途絶えれば、何とか窓の開け閉めだけでもやっていける感じでしたので、結局、特別の器具も購入することなく、夏を乗り切りました。記憶では、最高気温が38度になった日もありましたが、日本のように湿気はなく、むしろ、サハラ砂漠方面からの熱風によるものであるため、気温が高くてもあまり苦しくはなかったのでしょう。しかし、この夏は雨がほとんど降らず、干ばつの状態でしたので、テレビなどを見ると、連日、農作物の収穫に悪影響が出るのではないか、という報道がされていました。ただ、秋以降のニュースを見る限りでは、結果的にはそれほどの不作にはならなかったようです。

9月も半ばを過ぎるとかなり涼しくなり、下旬にはむしろ寒いくらいの日も多くなったので、だいぶ過ごしやすくなりました。このころから、調べた資料を全体的に整理して論文を書く作業に徐々に移行するようにしていきました。当初の計画では、帰国の頃までにドイツ法の検討を通じて日本法の解釈論等を具体化していく作業を完了することが目標だったので、ドイツ滞りも半ばにさしかかった以上、そろそろ論文の執筆作業を意識するようになりました。

過ごしやすい季節になってきたと思ったら、今度はやけに日が短くなったことに気がつきます。特に11月以降には、日中でも太陽の高度がとても低くなり、冬に突入すると、曇りの日も多くなって、これが昼間なのだろうか、夕方ではないか、と感じざるを得ません。夏の頃は、街中を歩いているとどこでもカフェの屋外スペースで人々が談笑している姿を見ることができますが、この時期になると雰囲気は全く変わり、屋外でカフェを楽しむ人の姿はめっきり見なくなります。夏には浮かれていた街がすっかり暗く静かになってきます。こうなってくると、逆に必然的に、部屋の中でじっくり考えて論文を書く

しかないな、という気分にもなってきます。11月後半から12月にかけて、おそらく、私の研究作業が一番進んでいたかもしれません。

ただ、クリスマスの前には、街中に市場が開かれ、周辺にはクリスマスツリーが飾られ、多くの人で賑わってきます。私もその市場を見物しましたが、値段はむしろ高いので、結局、買い物はしませんでした。クリスマスが終わると再び静けさを取り戻しますが、大みそかにはあちこちで爆竹が鳴り、このときだけは騒々しいです。その日の昼に、外を歩いていると背後で突然爆発音がしたので、最初は一体何が起きたのかと驚きましたが、その後で、そういえば年越しに爆竹を鳴らす習慣があったな、と思い出しました。爆竹は夜になると本格的に鳴り響いていましたが、度を越したふるまいもあるようで、たしかベルリンでは、警察のパトカー等に向かって花火を発射するという不心得者も現れる始末でした。そのため、法規制の導入も議論されている模様です。

大学では、年末に法学博士号の授与式が行われ、私もそれに参加しました。若い学生のみならず、かなりの年配の方も博士号を取得するようで、会場には幅広い年代の人々が出席していました。印象的だったのは、ミュンスターでは特に優秀な博士論文を書いた学生には、名誉教授であったHarry Westermannの名称を付けた賞が与えられ、これには1位から3位までがあり、それぞれに賞金もつくことでした。これはいいと思いましたが、なにかと予算が削減されているこちらの大学では無理なことでしょうね。

年が明けて、法学部ではコロナ禍でしばらく開催されていなかった教員の研究セミナーの催しがあり、Sänger先生の紹介で私もそれを聴講することができました。現在のように制定法が明確には整備されていなかった時代において、裁判官が具体的な訴訟ではいかなる規範を法源としてこれをその事案に適用していたのか、という問題が検討材料になっていました。いわゆる危険負担にかかわる事案が扱われていましたが、なかなか興味深い問題であり、報告者の教授がこの問題に関して所見を述べたことに対し、会場では他の教授が忌憚のない意見を述べていました。こういう催しは中大でもあっていいのではないのでしょうか。

12月の後半に最低気温がマイナス20度になった日

があり、1月、2月はとんでもない寒さになるのではないかと戦々恐々としていました。というのは、ロシアの侵攻のために、暖房燃料の節約の必要性が問題になっていたからです。ところが、いざ蓋を開けてみると、1月、2月には、寒い日も確かにありましたが、総じて気温が高めで、大したことはありませんでした。しかし、これも温暖化の影響であり、決して喜べることではないでしょう。



Dirk Ehlers 先生 (右) ご自宅にて

2月には、前回に私がミュンスターに滞在した際に受け入れを担当し、今は名誉教授になっている Dirk Ehlers 先生から、ご自宅での夕食へ招待していただき、ご夫人とともに歓談することができ

ました。前回の滞在時も Ehlers 先生から夕食のご招待を受けて、ご自宅を訪問していましたが、それからもう18年が経過していました。しかし、ご夫人は私がそのときに日本の独楽をお土産として持参してきたことをはっきり覚えてくださり、今回もとても温かく迎えていただきました。

2月の半ばに、一時体調を崩し、熱はそれほど高くはならなかったものの、2、3日静養した後も、しばらくは体がだるい日が続きました。これがはたして新型コロナウイルスによるものだったのかはまだにわかっていませんが、幸いなことに、ドイツ滞在中には、これ以外に特に大きく体調を崩すことはありませんでした。2月の終わりには、当初予定していた論文執筆が帰国時までにはほぼ完了できることが見えてきて、ああこれで最低限のことはできたな、と安堵することができました。

3月末に日本に帰国し、安くておいしい日本食に再びありつけるようになりました。やはり私には日本食が一番です。しかし、時々、ミュンスター大学へ通う途中で当たり前のように見ていた堀、城、森の光景が、今はまぶしく懐かしく思い出されます。

(こづみ けんざぶろう)

## 新任所員紹介

2023年2月24日(金)開催の第30期第4回所員会、および6月16日(金)開催の第5回所員会において、計11名の先生方を新たに所員としてお迎えすることが決定されました。



### 庄司 克宏(しょうじ かつひろ)

法学修士(慶應義塾大学)慶應義塾大学大学院法務研究科教授を経て2021年4月から本学総合政策学部教授。専門はEU法学。



### 冷水 登紀代(しみず ときよ)

修士(法学)(大阪大学)甲南大学法科大学院、同全学共通教育センター教授を経て、2023年4月より法学部教授。専門は民事法。



### 武市 周作(たけち しゅうさく)

修士(法学)(中央大学)東洋大学法学部教授を経て、2023年4月より法学部教授。専門は公法学。



### 洞澤 秀雄(ほらさわ ひでお)

修士(政治学)(早稲田大学)南山大学法務研究科教授を経て、2023年4月より法学部教授。専門は行政法、環境法。



### 阿部 純子(あべ じゅんこ)

博士(法学)(中央大学)Lauterpacht Centre for International Lawでの研究活動を経て2023年4月より法学部准教授。専門は憲法、英米法。



### 井川 志郎(いかわ しろう)

博士(法学)(中央大学)山口大学経済学部准教授を経て2023年4月より法学部准教授。専門は労働法学。



### 西村 清貴(にしむら きよたか)

博士(法学)(早稲田大学)法政大学法学部兼任講師を経て2023年4月より法学部准教授。専門は法思想史。



**三明 翔** (みあけ しょう)  
博士 (法学) (中央大学) 琉球大学法  
科大学院准教授を経て、2023年4月よ  
り法学部准教授。専門は刑事法学。



**中林 啓一** (なかばやし けいいち)  
修士 (法学) (立命館大学) 広島修道  
大学法学部准教授を経て2023年4月よ  
り法務研究科教授。専門は国際私法。



**原島 良成** (はらしま よしなり)  
修士 (法学) (上智大学) 放送大学助  
教授、熊本大学准教授を経て2023年4  
月より法務研究科教授。専門は環境法、  
自治法。



**鈴木 優** (すずき まさる)  
LL.M. (デューク大学ロースクール)  
TMI 総合法律事務所弁護士。  
2023年4月より法務研究科特任教授。  
専門は英米法、国際紛争解決手続法。

## 最近の講演会

2023年度4月以降に行われた講演会のうち、以下  
をご紹介します。

▽ Prof. Dr. Luís Greco (ル  
イス・グレコ教授)  
ベルリン・フンボルト大学  
法学部



2023年4月14日 (金)  
「ドイツにおけるオンライン  
捜索：批判的概観」

“Online-Durchsuchung im deutschen Strafprozess  
: ein kritischer Überblick”

▽ Prof. Peggy Ducoulombier  
(ペギー・デュクロンビエ  
教授)



2023年4月17日 (月)  
ストラスブール大学法学部  
「ヨーロッパ人権裁判所によ  
る性的マイノリティの保護」

“The Protection of Sexual Minorities by the  
European Court of Human Rights”

▽ Assist. Prof. Adam Szot  
(アダム・シヨット専任講  
師) マリー・キューリース  
クウォドフスカ大学法行政  
学部



2023年4月26日 (水)

「ポーランドの法理論と実務における法解釈」  
“Legal interpretation in Polish legal theory and  
practice”

▽ Prof. Mathieu Deflem  
(マシュー・デフレム教授)  
サウスカロライナ大学社会  
学部



2023年4月28日 (金)

「世界の中の国際刑事警察機  
構の役割：国際警察活動の未来」

“Interpol in a Global World: The Future of  
International Policing”

▽ Prof. Dr. Bettina Heider-  
hoff (ベッティナ・ハイ  
ダーホフ教授) ミュン  
スター大学法学部



2023年5月22日 (月)

「婚姻イメージの変化と婚姻  
法の変動：基本法6条1項を背景にした婚姻法の現  
代的課題」

“Veränderungen des Ehebilds und Veränderungen  
des Eherechts : aktuelle eherechtliche Fragen vor  
dem Hintergrund des Art. 6 Abs. 1 GGs”

## 編集後記

猪股孝史所員が指摘されたように、コロナ禍で中  
断していた海外との交流が復活しつつあります。「最  
近の講演会」に多くの写真が並ぶのは喜ばしいこと  
です。講演会こそ開催されませんでした。以前研  
究所の訪問研究者であった方がたまたま東京にいる  
からと、ロースクールと法学部の授業に参加された  
ということもありました。法学関係機関の都心移転  
効果というべきでしょう。「新任所員紹介」にも今  
年は多くの先生方の顔が並んでおります。本号は  
当比較法研究所の都心移転後第1号でもあります。  
良いスタートを切ることができました。(北井記)